

平成24年度 いじめ問題への対応

平成24年8月
相楽東部広域連合教育委員会

I いじめとは

1 いじめの定義（平成18年文部科学省）

「いじめとは、当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」と、定義が見直された。

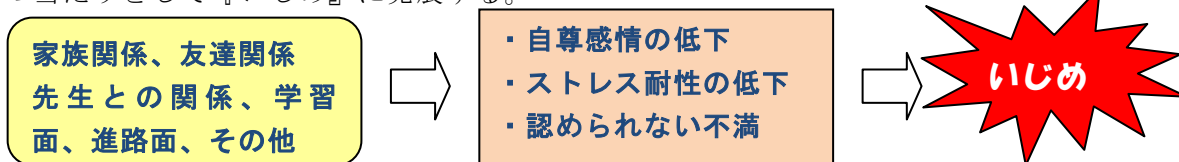
個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って（いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視するという）行うというものである。

心理的攻撃…仲間はずれ、集団による無視など（心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものを含む）

物理的攻撃…身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなど

2 いじめの主たる要因

不満やストレスのはげ口として起こることが多い。感情のコントロールが十分にできなかつたり、上手に表現できなかつたりすると、不満不信の発散、怒りによる自己防衛、八つ当たりとして『いじめ』に発展する。



3 いじめのタイプ

- I 学年当初に起こりやすいリーダー争いによるもの
- II 異質なものを排除して集団の結びつき強めようとするもの
体型、転校生、親の職業、性格の特徴、運動能力、軽度発達障がい 等
- III 恐喝、暴行、万引きの強制などの犯罪型

※最近の特徴 ○陰湿化 ○ゲーム化 ○ネット化 ○“いじり”からいじめへ

II いじめ問題への対応に当たっての基本的認識

いじめは、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ものであることを十分認識するとともに、特に以下の5点を踏まえ、適切に対応する必要がある。

- ① 「弱いものをいじめることは、人間として絶対許されない」との強い認識に立つこと
- ② いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと
- ③ いじめは教師の児童生徒観や指導の在り方が問われている問題であること
- ④ 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること
- ⑤ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること

III いじめに関する取組

1 いじめのない学校づくりに向けて

(1) 実効性のある指導体制の確立

- ア 各学校は、教育委員会との密接な連携のもとに、いじめの発生等についてきめ細かな状況把握を行い、適切な対応に努めること。
- イ 各学校において、校長のリーダーシップの下に、それぞれの教職員の役割分担や責任の明確化を図るとともに、密接な情報交換により共通認識を図りつつ、全教職員が一致協力して指導に取り組むこと。
- ウ 校長、教頭、生徒指導主任等は、いじめの訴え等に基づき、学級担任等へ対応を指示したり、情報を伝達したりし、また、その対応状況等について、逐次報告を受けするなど、その解決に至るまで適切にフォローすること。
- エ いじめの訴え等を学級担任が一人で抱え込むようなことはあってはならず、校長に適切な報告等がなされるようにすること。（内に開かれた学校づくり）
- オ 実践的な校内研修により、教職員個々の指導力の向上を図ること。
 - カウンセリングマインドを身に付けること
 - 常に児童生徒の内面理解に努めること
 - ・児童生徒との積極的なふれあい（休み時間や放課後、清掃時間等）
 - いじめを見抜く鋭い人権感覚を養い、“気づき力”を高める。
 - ※府教委発行『いじめ対応ハンドブック』の積極的活用

【児童生徒が発する心のサイン】

【子ども集団の様子】

- 日常的なからかい
- ふざけ合い
- プロレスごっこ
- 乱暴な言葉遣い
- 使い走りをさせられている
- わざといっしょにはしゃいでいるように見える

【個人の行動変化】

- 元気がない
- イライラしたりおどおどしたり…
- 遅刻、欠席しがち
- 休み時間に一人でいる
- 保健室によく行く
- 体調不良を訴える

【個人に起こること】

- すり傷や打撲のあと
- 服が汚れている
- 靴の跡がついている
- 持ち物がなくなる・こわされる
- 落書きされる
- お金の使い方が荒くなる
- 発言に笑いがおきる

【いじり】

友人たちからからかわれても、それを自分のキャラクターとして受け入れることで関係を築くこと。そういった状態をさして「いじられる」という。一度「いじられキャラ」と認定されると、友人たちは次々と難問を出してくるが、本人はそれを笑いながら受け入れ、周りの人たちがウケていることを確認して安心するという、隷従的な関係ができあがってしまう。「いじめ」の場合は、陰湿に陰で行われたり、肉体的暴力を伴うこともあるが、「いじり」の場合は公開の場でしかも本人がそれを受け入れたような形で行われるので、周りには決してその辛さが伝わらず、いじりを止める人もない。

(2) 適切な教育指導

ア 全ての児童生徒への指導

① いじめに関わって

- 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の児童生徒に徹底させなければならないこと。
- いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないという認識、また、いじめを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を、児童生徒に持たせること。
- いじめられる児童生徒や、いじめを告げたことによっていじめられるおそれがあると考えている児童生徒を徹底して守り通すということを、教職員が、言葉と態度で示すこと。
- 特に、いじめられている場合には、そのことを自分の胸の中に止めて悩み抜いたりせず、友人、教師、親などに必ず相談するようにすること。

② 「心の教育」の充実

- 学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にす態度を育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導すること。
- 特に、道徳教育、人権教育を通して、このような指導の充実を図ること。

*かなめとしての道徳教育の充実による『豊かな人間性』の育成

・道徳の時間の充実と効果的な『全校道徳』の実施

- 生命、人権の尊重
- ◎ 思いやりの心
- 正義感、倫理観、規範意識
- 他者との共生、異質なものへの寛容
- 善悪の判断力、
- ◎ 学校や社会のきまり・ルールを守ることの意義や重要性

*人権教育の視点から

- 「人権としての教育」の推進
- 個別的な視点『子どもの人権問題』

- ・命の大切さ、かけがえのない人権
- ・いじめは人権侵害であり、絶対許されるべきものではないこと
- ・正義感がいきわたる学校

- 奉仕活動、自然体験等の体験活動をはじめ、人間関係や生活経験を豊かなものとする教育活動を取り入れることも重要であること。

③ 学級（ホームルーム）活動や児童（生徒）会活動などの場の活用

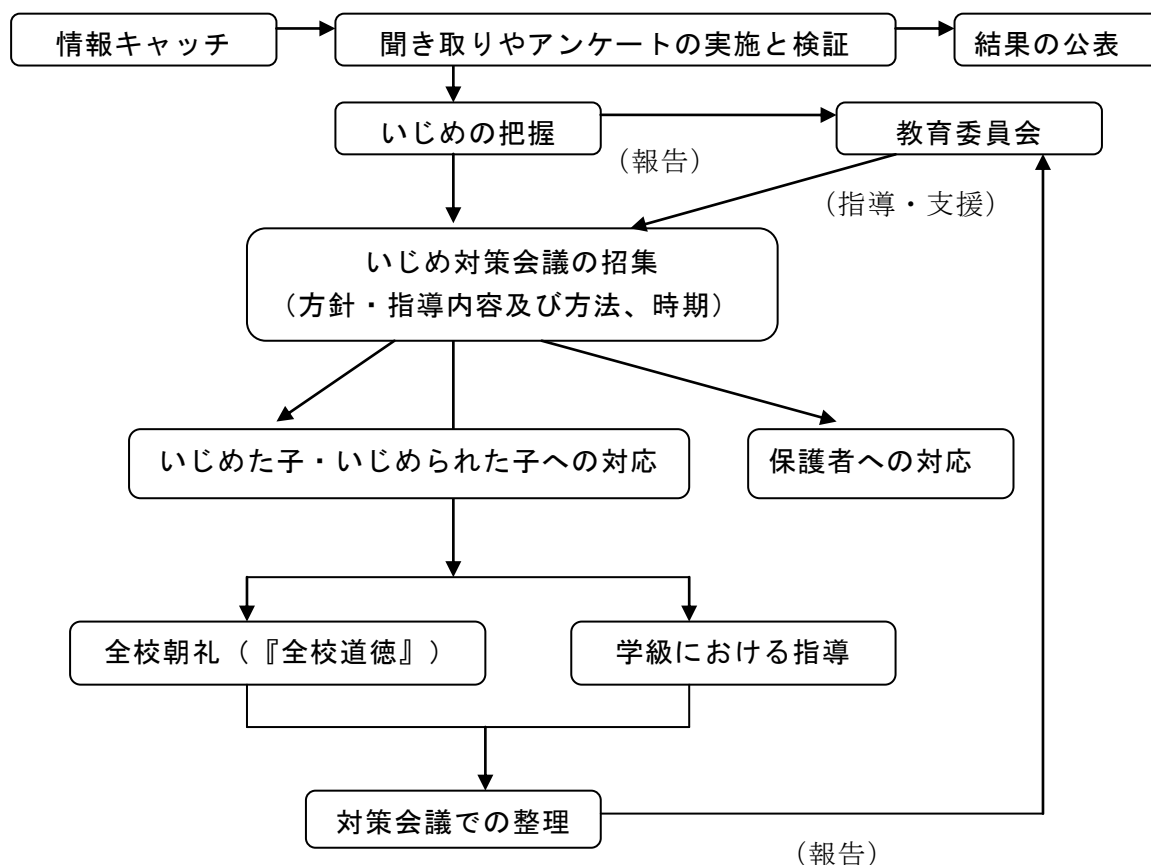
- 児童生徒自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組むことは大きな意義があること。

イ いじめを許さない学級経営

- 個々の教師がいじめの問題の重大性を正しく認識し、危機意識を持って取り組まなければならないこと。
- 教師の何気ない言動が児童生徒に大きな影響力を持つことに十分留意し、いやしくも、教職員自身が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長

- したりするようなことがないように留意すること。
- 児童生徒の人間関係の変化を踏まえ、学級経営やグループ指導の在り方、わけでも班別指導について不断の見直しや工夫改善を行う必要があること
 - とりわけ、児童生徒一人一人に「自分は周りから包み込まれているという感覚」を実感させるべき、学級経営を目指すこと。
 - いじめが解決したと見られる場合でも、陰湿に続いていることも少なくないことを認識し、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行うこと。
 - 児童生徒の生活実態を詳細に把握するために、定期的にアンケートを実施し、学級経営に活かすこと。

(3) いじめの早期発見・早期対応



ア いじめの把握

- 大人がいじめと思われる場面を見つけたとき
子どもが「内緒にしてほしい」と訴える場合もある。そのときは子どもの気持ちを尊重し、解決するために必要なことをよく話し合った上で、教師として、また学校として動くようにする。
- 子どもからいじめの訴えがあったとき
周囲の子どもからの訴えの場合、話せた勇気を受け止め、「解決すること」を約束する。またいじめられた本人からの訴えの場合は、「よく打ち明けてくれた」と話せた勇気をほめ、「あなたを守ること」を約束する。
- 保護者からの訴えに対して
 - ・真摯に聴き、保護者の心配や怒りの気持ちを受け止める。
 - ・保護者と学校で情報をすりあわせ、事実の確認作業をする。

- ・学校としてどのような対応を取るのか具体策を提示する。
- ・対応策についての期限、次回の話し合いを約束する。

イ いじめへの早期対応

○情報収集

- ① 教師間で情報交換を行う。
- ② 事実確認を行う。
 - ・いじめを受けている児童生徒の心理的圧迫感をしっかりと受け止める。
 - ・当事者だけでなく、その友人関係等からの情報収集等を通じた事実関係の把握を正確かつ迅速に行う必要があること。
- ③ 具体的には教師が分担して個別に聞き取りをしたり、必要があれば、アンケートを行ったりする。
- ④ アンケート実施後の検証については、次のようなプロセスを踏む。
 - <1> アンケートの内容を検証する会議を設ける。
 - <2> スクールカウンセラー、学校評議員等、教員以外の外部の視点を導入する。
 - <3> アンケート結果を教育委員会に報告する。
 - <4> アンケート結果を保護者や地域に公表する。

○レベルに応じた対応

情報収集の結果を受けて、いじめのレベルを判断し、レベルに応じて対応する。

○教育委員会への報告と関係機関との連携

- ・いじめの問題解決のため、いじめを把握した際には、速やかに教育委員会に報告する。
- ・必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行う。

ウ いじめられた子ども・いじめた子どもへの対応

* いじめられた子どもに対して

- 話してくれた勇気を称え、本人が悪いのではないことをはっきりと伝える。
- 必ず守り通すことを約束する。
- 守り方について、本人の希望を聞き、本人が安心できる方法を選択する。
- 傷つきの程度を見極め、保護者も交えて回復のための具体的方策を考える。
- 親身な教育相談を一層充実させるため、スクールカウンセラー等の活用や、養護教諭等との連携を積極的に図る。
- 子どもの立場に立って、緊急避難としての欠席が弾力的に認められてよい。

* いじめた子どもに対して

- 頭ごなし、一方的・機械的に叱責するのではなく、十分な教育相談を行う。
- まずは本人の言い分を十分聞き取り、気持ちや背景を理解した上で、行為自体は決して許されることではないことを指導する
- いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他人の痛みを理解できるようにする指導を根気強く継続して行うこと。
- いじめの状況が一定の限度を超える場合には、被害者を守るために、加害者に対し出席停止の措置を講じたり、警察等適切な関係機関の協力を求め、厳しい対応策をとることも必要である。
- 特に、暴行や恐喝など犯罪行為に当たるようないじめを行う児童生徒については、警察との連携が積極的に図られてよい。

- 当然、加害者もまた傷ついているので、適切な支援を行うことも必要である。
- 保護者に対しては、学校は被害者・加害者に関わらず、在校生として責任をもって育てていくことを伝える。

エ 家庭・地域との連携

- 学校のみで解決することに固執せず、対処方針や指導計画等を公表し、保護者・地域の理解と協力を得る。
- 家庭訪問や学校だより、学級通信などにより、緊密な連携を図る。
- P T Aや地域関係団体等との地域ぐるみの対策を考慮する。

2 教育委員会における取組

◎実効性の追求 ◎透明性の確保 ◎学校教育だけにとどまらない視点の導入

(1) 学校の取組への支援

ア 恒常的支援

- 校内研修の講師として指導主事や教育相談の専門家を派遣するなど、各学校の取組を積極的に支援する。
- 各学校における教育相談機能の充実に資するよう、スクールカウンセラーの派遣等により、適切な支援を行う。

イ 個別事件への支援

- 学校や保護者等からいじめの報告があったときは、その実情の把握を迅速に行うとともに、学校への支援や保護者等への対応を適切に行う。
- 特に、困難ないじめの問題を抱える学校に対しては、早急に担当指導主事等を派遣するなど、問題の解決と正常な教育活動の確保に向けた指導・助言に当たる。

(2) 学校における取組状況の点検

- ア 学校の取組状況を点検し、必要な指導、助言を行って、学校の積極的な取組を促す。
- イ いじめの問題に関する校内研修や児童生徒に対する具体的な指導内容などについての点検も行う。

(3) 深刻ないじめへの対応

- ア 深刻ないじめを行う児童生徒に対しては、他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から、やむを得ない措置としての出席停止を含む毅然とした厳しい指導が必要な場合があること。
- イ いじめられる児童生徒を守るための方法の一つとして、就学すべき学校の指定の変更や区域外就学を認める措置を講じることについて、時機を逸することのないよう留意すること。

(4) 家庭教育への支援

様々な学習機会や情報の提供、相談体制の整備、ボランティア活動など親子の共同体験の機会の充実、父親の家庭教育への参加支援など家庭の教育機能の充実を図る施策を計画的に推進する。